

令和3年8月1日

告示第39号

(目的)

第1条 この要綱は、町外からの移住を目的として、町内の空き家等の改修工事を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、木曾岬町補助金等交付規則(平成11年木曾岬町規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 この要綱に定める空き家住宅又は空き建築物の改修工事を実施する事業をいう。
- (2) 改修工事 町内に存する空き家住宅又は空き建築物を、住宅(店舗併用住宅の場合は延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供すること。)として使用する上で、移住者のニーズに応じて多様なライフスタイルを実現するために必要な工事をいう。
- (3) 移住者 1年以上町外に居住している者で、この要綱の施行日以後に転入届を提出するものをいう。
- (4) 空き家住宅 町内に存する住宅のうち、現に使用されていない住宅をいう。
- (5) 空き建築物 町内に存する建築物のうち、現に使用されていない建築物をいう。
- (6) 耐震基準 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4に規定する基準又は地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)をいう。

(補助対象)

第3条 事業の補助対象は、町内全域とし、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象者は、次のいずれかに該当する者であり、個人であること。
  - ア 移住者のうち、転入前にあつては完了実績報告日までに転入届を提出する者
  - イ 移住者と売買契約又は賃貸契約を交わした空き家住宅又は空き建築物の所有者
- (2) 移住者が補助対象の住宅に10年以上居住すること。
- (3) 補助対象者及び当該世帯の構成員が市町村民税を滞納していないこと。
- (4) 対象工事は、補助対象者が実施する改修工事で補助金交付申請年度内の2月末日までに完了するものであること。
- (5) 前号の工事に係る空き家住宅又は空き建築物は、耐震基準を満たすもの(当該事業の改修工事により耐震基準を満たす場合を含む。)であること。
- (6) 店舗併用住宅の場合は居住の用に供する範囲であること。
- (7) 同一敷地内に他の居住の用に供している建築物がないこと。
- (8) 同一敷地内に空き家改修補助を受けた住宅又は建築物がないこと。
- (9) 社宅や寮等の用途ではないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事は補助対象から除外する。

- (1) 建物でない外構工事
- (2) 容易に取外しができるものを設置する工事
- (3) 建設業者で調達しない設備機器等を設置する工事
- (4) 他の公的補助金、利子補給又は介護保険から支給される工事  
(補助金の額)

第4条 改修工事に係る1件当たりの補助金の額は、改修工事に要する費用の3分の2に相当する額とし、200万円を限度とする。上限額は、敷地ごとに適用するものとする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請及び交付の決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする申請者(以下「申請者」という。)は、改修工

事の契約締結前に移住促進空き家改修支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、確約書(様式第2号)及び別表第1に掲げる関係書類を添付して、各1部を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、移住促進空き家改修支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による補助金の交付の決定の際、申請者に必要な条件を付することができる。

(計画の変更等)

第6条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ移住促進空き家改修支援事業計画変更承認申請書(様式第4号)に、別表第2に掲げる関係書類を添付して、各1部を町長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所及び施工方法を変更するとき。

(2) 補助金の額を変更するとき。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、移住促進空き家改修支援事業計画変更承認通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難な場合は、速やかに移住促進空き家改修支援事業計画遅滞等報告書(様式第6号)を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 町長は、前項の規定による報告があった場合において、報告に係る書類を確認し、指示書(様式第7号)により申請者に指示するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第7条 申請者が、事業の中止又は廃止をしようとするときは、移住促進空き家改修支援事業計画中止(廃止)届(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第8条 申請者は、事業が完了したときは、移住促進空き家改修支援事業完了実績報告書(様式第9号)に、別表第3に掲げる関係書類を添付して、各1部を町長に提出し

なければならない。

- 2 前項の書類は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は事業が完了した日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(完了検査)

第9条 町長は、前条の規定による報告があった場合において、必要があると認められるときは、当該現場に立ち入り、検査を行うことができる。

- 2 町長は、前項の検査を行った結果、工事が適切に行われなかったと認められる場合において、申請者に対し、不適切な部分を改善するよう命ずることができる。この場合において、申請者が当該命令に従わないときは、町長は、第5条の規定による補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、第8条の規定による報告があった場合において、報告に係る書類を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、移住促進空き家改修支援事業費補助金交付確定通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に移住促進空き家改修支援事業費補助金支払請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第12条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付月から起算して10年経過する前に町外へ転出したとき。
- (2) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が特に補助金を交付する者としてふさわしくないとしたとき。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、移住促進空き家改修支援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る補助金が既に交付されているときは、移住促進空き家改修支援事業費補助金返還命令書(様式第13号)により、期限を定めてその金額の返還を命ずるものとする。

(書類の整理等)

第14条 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1(第5条関係)

| 提出書類                        | 備考                          |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 改修工事見積書                     | 補助対象部分と補助外部分を明確にしたもの        |
| 改修工事の内容がわかる図面(平面図、立面図、断面図等) |                             |
| 耐震診断結果報告書(判定書を含む。)又は耐震補強計画書 | ※耐震性が不足している場合、耐震補強計画書の添付が必要 |
| 町外に居住していることを証明する書類(住民票等の写し) |                             |
| 不動産登記事項証明書                  | ※登記事項要約書でも可                 |
| 所有者が改修工事を行う場合にあつては          |                             |

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 移住者との契約書の写し等    |                  |
| 現況写真            | 建築物の外観及び改修工事前の写真 |
| その他、町長が必要と認める書類 |                  |

別表第2(第6条関係)

| 提出書類                | 備考 |
|---------------------|----|
| 改修工事見積書(変更箇所を示したもの) |    |
| 変更前の工事請負契約書等の写し     |    |
| その他変更内容が判断できる書類     |    |

別表第3(第8条関係)

| 提出書類                   | 備考                 |
|------------------------|--------------------|
| 移住者の転入を証明する書類(住民票の写し等) | 移住者のうち転入前の申請の場合に限る |
| 工事請負契約書等の写し            |                    |
| 領収書の写し                 |                    |
| 完成写真                   | 建築物の外観及び改修工事後の写真   |
| その他、町長が必要と認める書類        |                    |

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

木曾岬町長 宛

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

移住促進空き家改修支援事業費補助金交付申請書

木曾岬町移住促進空き家改修支援事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、改修工事を行いたいので下記のとおり申請します。

なお、木曾岬町移住促進空き家改修支援事業費補助金交付要綱第3条に規定する要件を確認するために、町が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産台帳、建築確認申請等により照合を行うことに同意します。

記

|           |            |   |       |                |
|-----------|------------|---|-------|----------------|
| 住宅・建築物の概要 | 住宅・建築物の所在地 | 木曾岬町大字  |       |                |
|           | 住宅・建築物の種類  | 専用住宅 ・ 併用住宅 ・ その他( )  |       |                |
|           | 建築年次       | 〔その他<br>昭和 年 月着工、<br>平成<br>不明〕〔その他<br>昭和 年 月完成<br>平成<br>不明〕 |       |                |
|           | 階数         |   | 延べ床面積 | m <sup>2</sup> |

|      |            |              |
|------|------------|--------------|
| 工事費等 | 予定工期       | 年 月 日～ 年 月 日 |
|      | 総工事費       | 円            |
|      | 改修工事に要する経費 | 円            |
|      | 補助金の額      | 円            |

※ 添付書類 別紙のとおり

様式第2号(その1)(第5条関係)

確 約 書

私は、木曾岬町に住民登録することを確約します。

木曾岬町移住促進空き家改修支援事業費補助金交付要綱第12条各号のいずれかに該当するときは、責任をもって受け取った補助金を返還します。

なお、転入及び補助金の交付月から起算して10年間住民登録の有無を確認するために、町が住民基本台帳の照合を行うことに同意します。

年 月 日

申請者（移住予定者）  
現住所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

木曾岬町長 宛



様式第2号(その2)(第5条関係)

確 約 書

私は、木曾岬町移住促進空き家改修支援事業費補助金交付要綱第12条各号のいずれかに該当するとき、又は対象物件が10年間を越える前に居住の用に供すことが出来なくなったときは責任をもって受け取った補助金を返還します。

なお、移住者の対象物件への居住期間が10年間を超えるまでは町が行う居住確認に協力します。

年 月 日

申請者(所有者) 住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

木曾岬町長 宛

様式第3号(第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

木曾岬町長

移住促進空き家改修支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で、申請のありました下記の住宅・建築物に関する移住促進空き家改修支援事業費補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、木曾岬町移住促進空き家改修支援事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 住宅・建築物の所在地 木曾岬町大字
- 3 住宅・建築物の種類 専用住宅 ・ 併用住宅 ・ その他 ( )
- 4 その他 補助金交付申請書のとおり

- (1) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。
- (2) 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保管しなければならない。

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

木曾岬町長 宛

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

移住促進空き家改修支援事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助  
金交付決定の通知を受けた移住促進空き家改修支援事業の計画を下記のとおり  
変更したいので、木曾岬町移住促進空き家改修支援事業費補助金交付要綱第6  
条第1項の規定により申請します。

記

- 1 住宅・建築物の所在地 木曾岬町大字
- 2 住宅・建築物の種類 専用住宅 ・ 併用住宅 ・ その他( )
- 3 変更事項
  - (1) 施工箇所及び施工方法の変更
  - (2) 補助金の額の変更
  - (3) その他

※ 添付書類 別紙のとおり

様式第5号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

木曾岬町長

移住促進空き家改修支援事業計画変更承認通知書

年 月 日付で、申請のありました下記の住宅・建築物に関する移住促進空き家改修支援事業計画変更承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、木曾岬町移住促進空き家改修支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 住宅・建築物の所在地 木曾岬町大字
- 2 住宅・建築物の種類 専用住宅 ・ 併用住宅 ・ その他 ( )
- 3 変更後の交付決定額 円
- 4 その他 計画変更承認申請書のとおり

様式第6号(第6条関係)

年 月 日

木曾岬町長 宛

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

移住促進空き家改修支援事業計画遅滞等報告書

年 月 日付け 第 号により補助  
金交付決定の通知を受けた移住促進空き家改修支援事業の計画について、下記  
のとおり事業の遅滞が生じたので、木曾岬町移住促進空き家改修支援事業費補  
助金交付要綱第6条第3項の規定により報告します。

記

- 1 住宅・建築物の所在地 木曾岬町大字
- 2 住宅・建築物の種類 専用住宅 ・ 併用住宅 ・ その他( )
- 3 遅滞等の内容
- 4 遅滞等の理由
- 5 工事完了時期(見込み) 年 月 日

様式第7号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

木曾岬町長

指 示 書

年 月 日付けで、報告のありました下記の住宅・建築物に関する移住促進空き家改修支援事業計画遅滞等報告書について、木曾岬町移住促進空き家改修支援事業費補助金交付要綱第6条第4項の規定により下記のとおり指示します。

記

- 1 住宅・建築物の所在地 木曾岬町大字
- 2 住宅・建築物の種類 専用住宅 ・ 併用住宅 ・ その他( )
- 3 指示の内容

様式第8号(第7条関係)

年 月 日

木曾岬町長 宛

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

移住促進空き家改修支援事業計画中止(廃止)届

年 月 日付け 第 号により補助  
金交付決定の通知を受けた移住促進空き家改修支援事業の計画について、下記  
のとおり中止(廃止)したいので、木曾岬町移住促進空き家改修支援事業費補助  
金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

記

- 1 住宅・建築物の所在地 木曾岬町大字
- 2 住宅・建築物の種類 専用住宅 ・ 併用住宅 ・ その他( )
- 3 中止(廃止)の理由

様式第9号(第8条関係)

年 月 日

木曾岬町長 宛

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

移住促進空き家改修支援事業完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助  
金交付決定の通知を受けた移住促進空き家改修支援事業の計画について、下記  
のとおり事業が完了したので、木曾岬町移住促進空き家改修支援事業費補助金  
交付要綱第8条第1項の規定により報告します。

記

- 1 住宅・建築物の所在地 木曾岬町大字
- 2 住宅・建築物の種類 専用住宅 ・ 併用住宅 ・ その他( )
- 3 完了の年月日 年 月 日
- 4 添付書類 別紙のとおり



様式第 10 号(第 10 条関係)

第 号  
年 月 日

様

木曾岬町長

移住促進空き家改修支援事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付で決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、木曾岬町移住促進空き家改修支援事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

- 1 住宅・建築物の所在地 木曾岬町大字
- 2 住宅・建築物の種類 専用住宅 ・ 併用住宅 ・ その他 ( )
- 3 交付決定額 円
- 4 交付確定額 円

様式第 11 号(第 11 条関係)

年 月 日

木曾岬町長 宛

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

移住促進空き家改修支援事業費補助金支払請求書

木曾岬町移住促進空き家改修支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により  
下記のとおり補助金を請求します。

記

- 1 住宅・建築物の所在地 木曾岬町大字
- 2 住宅・建築物の種類 専用住宅 ・ 併用住宅 ・ その他( )
- 3 支払い請求額 円

4 振込先

|                                      |       |                   |       |
|--------------------------------------|-------|-------------------|-------|
| 振<br>込<br>先<br>金<br>融<br>機<br>関<br>名 | 金融機関名 | 銀行・信金             | 本店・支店 |
|                                      |       | 農協・漁協             | 本店・支店 |
|                                      | 預金の種類 |                   |       |
|                                      | 口座番号  | 普通 ・ 当座 (該当を○で囲む) |       |
|                                      | フリガナ  |                   |       |
|                                      | 口座名義人 |                   |       |

様式第 12 号(第 12 条関係)

第 号  
年 月 日

様

木曾岬町長

移住促進空き家改修支援事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で決定した補助金の交付について、木曾岬町移住促進空き家改修支援事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり交付の決定を取り消したので通知します。

記

- 1 交付決定取消額 円
- 2 交付の決定を取り消す理由

様式第 13 号(第 13 条関係)

第 号  
年 月 日

様

木曾岬町長

移住促進空き家改修支援事業費補助金返還命令書

年 月 日付で確定した補助金の交付について、木曾岬町移住促進空き家改修支援事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還理由

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(その1)(第5条関係)

様式第2号(その2)(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第6条関係)

様式第7号(第6条関係)

様式第8号(第7条関係)

様式第9号(第8条関係)

様式第10号(第10条関係)

様式第11号(第11条関係)

様式第12号(第12条関係)

様式第13号(第13条関係)